

# 事業者の皆様へ

商店・事務所・診療所・農業・工場・スーパー・飲食業等

## 事業系一般廃棄物(ごみ)の 適正な処理方法について

事業活動で生じたごみは家庭のごみとは処理方法や取り扱いが異なります！



### 廃棄物の処理は事業者はその責任があります。

事業活動に伴って排出される廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」において、排出する事業者自身が事業者責任に基づき適正に処理するよう定められています。

#### ごみの不法投棄は犯罪です!! ごみを不法投棄してはいけません!!

ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はこの併科に処されることがあります。

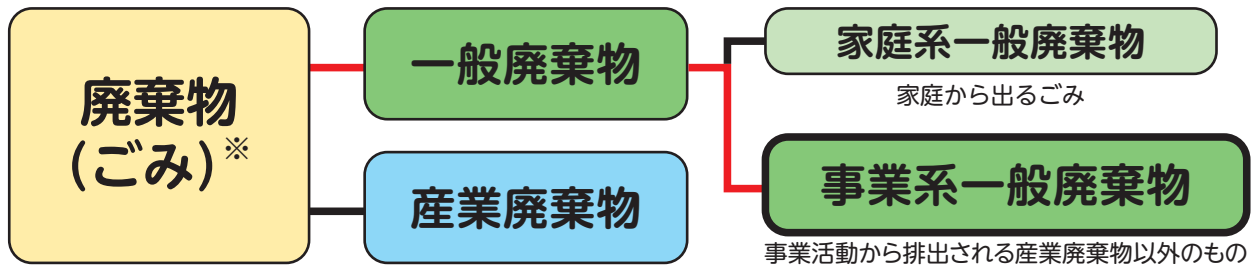
#### 事業系一般廃棄物は、地域の家庭ごみ集積所に出してはいけません。

事業系一般廃棄物は、浜松市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託するなどして、適正に処理してください。




# 1. 廃棄物(ごみ)とは？

廃棄物(ごみ)は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、一般廃棄物には家庭から排出される家庭系一般廃棄物と、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物があります。



※占有者が自ら利用し、又は他人に売却することができなくなったため不要となったもの

# 2. 事業系一般廃棄物の分別と処分方法について

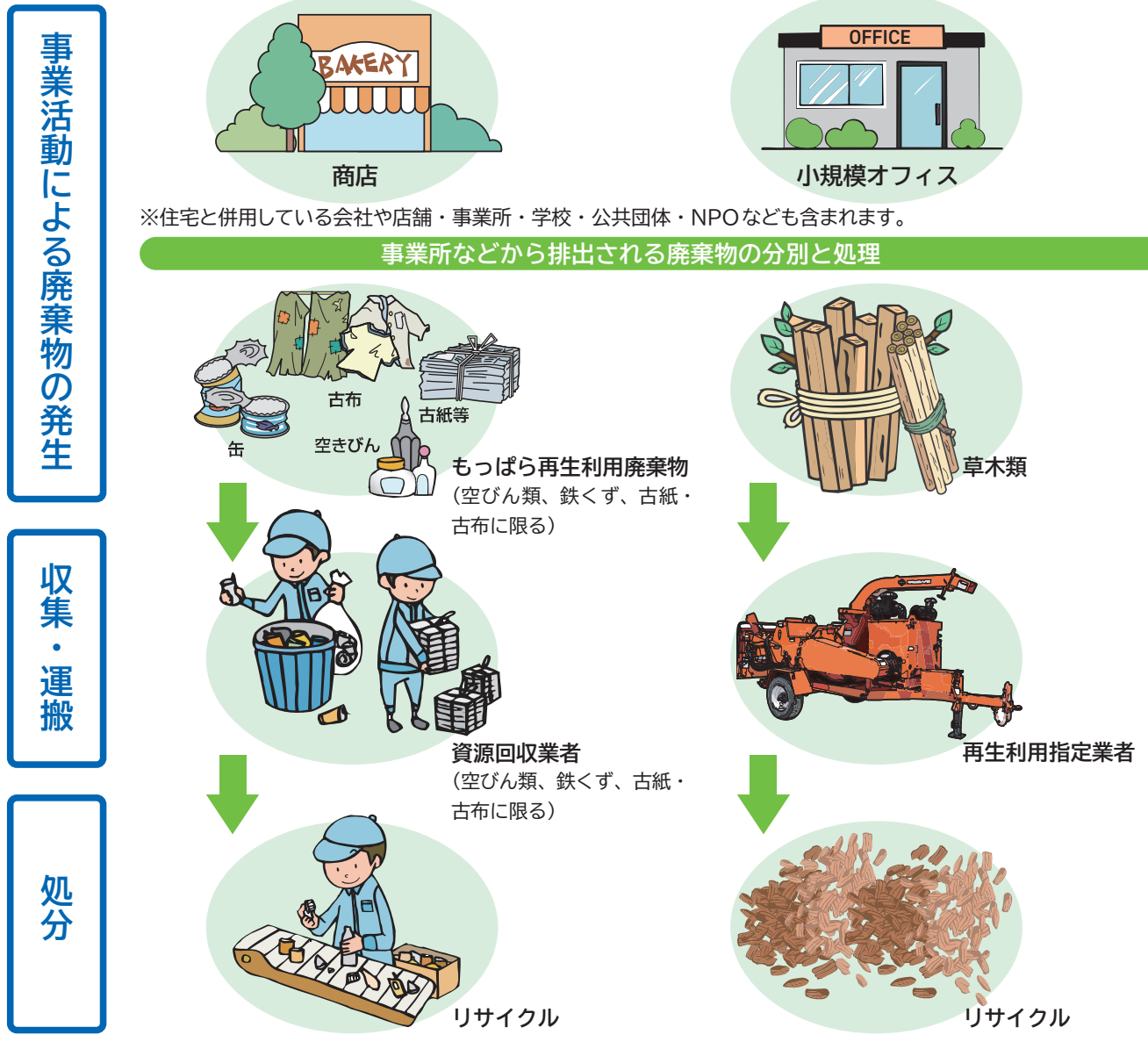
品目	種類(例)	処分方法・注意点など
一般廃棄物	<p>○リサイクル可能な古紙</p> <p>OA用紙(コピー用紙など) 段ボール 新聞紙・チラシ 雑誌(本・カタログなど) 機密書類 シュレッダー紙 雑がみ(封筒、紙箱、紙袋、カレンダー、包装紙、トイレットペーパーの芯、ノートなど)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルできる古紙は、原則として市の清掃工場に搬入できません。正しく分別し、古紙回収取扱事業者に処理を委託してください。</li> <li>シュレッダーにかけた機密書類でも、機密性を維持しつつ、リサイクルすることができます。</li> <li>古紙の種類、量、搬入の条件などにより、古紙回収取扱事業者の引取りの可否、料金などが異なります。詳細は古紙回収取扱事業者にお問い合わせください。</li> </ul> <p>※建設工事などに係る紙くずや、製紙、出版、印刷物加工業から生じた紙くずは、産業廃棄物の紙くずになります。</p>
	<p>○リサイクル不可能な古紙</p> <p>裏カーボン紙・ノーカーボン紙(宅配便の伝票など) 防水加工された紙(紙コップ、紙皿など) 印画紙の写真(写真プリント用紙、感光紙など) においのついた紙(洗剤、石けん、線香の包装紙など) 圧着はがき 粘着物の付いた封筒 合成紙(防水加工ポスター、地図など) 金・銀などの金属の箔押し紙 水にぬれた紙、油のついた紙(使用済みのティッシュなど)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「もえるごみ」の項目を参照してください。</li> <li>古紙回収取扱事業者によっては、左記の古紙でも回収可能な場合があります。詳細は古紙回収取扱事業者にお問い合わせください。</li> </ul>

※古紙回収取扱事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物再生利用指定業者はP.4~5のQRコードからご確認いただけます。



### 3. 事業系廃棄物の適正な処理の流れについて

事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、それぞれの方法（下図参照）で適正に処理する必要があります。



#### 廃棄処理またはリサイクルを委託する

##### ○リサイクルできる古紙の場合

古紙回収取扱事業者と、その事業所から排出される古紙の種類、量、収集日時、場所、搬入先、料金などの委託内容を相談し、契約してください。

##### ※古紙回収取扱事業者

- ➔ 【浜松市ホームページ】
- ➔ 【手続き・くらし】
- ➔ 【ごみ・リサイクル】
- ➔ 【事業者の皆さんへ】
- ➔ 【浜松市内古紙回収取扱事業者一覧表】



##### ○一般廃棄物再生利用指定業者が処理できる廃棄物の場合（剪定枝、刈草など）

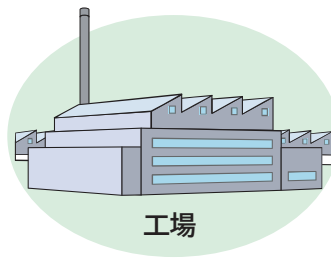
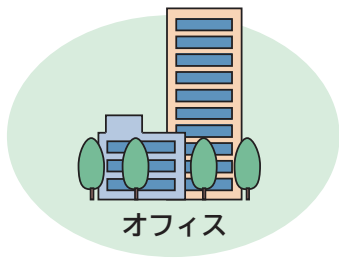
浜松市から指定を受けた一般廃棄物再生利用指定業者と、その事業所から排出される草木類などの種類、量、収集日時、場所、搬入先、料金などの委託内容を相談し、契約してください。

##### ※一般廃棄物再生利用指定業者

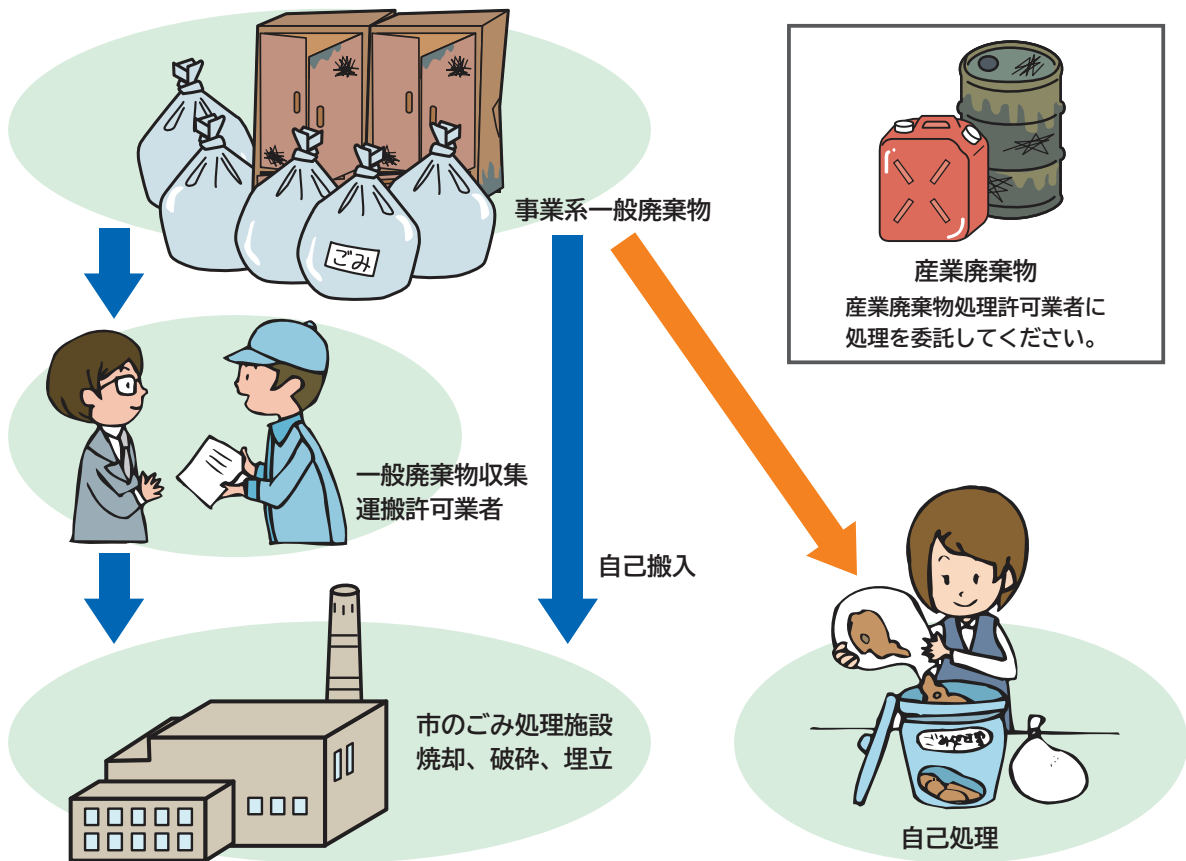
- ➔ 【浜松市ホームページ】
- ➔ 【手続き・くらし】
- ➔ 【ごみ・リサイクル】
- ➔ 【事業者の皆さんへ】
- ➔ 【ごみ収集運搬業者・再生利用指定業者】
- ➔ 【一般廃棄物再生利用指定業者一覧表】



※ページ下部



### 事業所などから排出される廃棄物の分別と処理



#### ○事業系一般廃棄物の場合

浜松市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者と、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の種類、量、収集日時、場所、搬入先、料金などの委託内容を相談し、契約してください。もしくは、清掃工場へ事前に連絡し、自己搬入してください。

#### ※一般廃棄物収集運搬許可業者

- ➔ 【浜松市ホームページ】
- ➔ 【手続き・暮らし】
- ➔ 【ごみ・リサイクル】
- ➔ 【事業者の皆さんへ】
- ➔ 【ごみ収集運搬業者・再生利用指定業者】
- ➔ 【一般廃棄物収集運搬業者一覧表】



#### ○産業廃棄物の場合

産業廃棄物は、市のごみ処理施設で処理することができません。  
産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。





## 4. よくある事業系ごみのQ & A

**Q1** 事業系ごみの種類にはどのようなものがありますか？

**A1** 事業系ごみは、会社や店舗<sup>\*</sup>など、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。  
<sup>\*</sup>住宅と併用している会社や店舗等の事業所、学校、公共団体、NPOなども含まれます。

### 事業系ごみ

次の産業廃棄物に該当する物を除く。

種類	例（カッコ内は具体的な廃棄物の一例）
古紙	OA用紙（コピー用紙）、新聞紙（折込チラシ含む）、本・雑誌、段ボール、雑がみ（紙箱、カレンダー等）、機密書類など
生ごみ	魚アラ・野菜くずなどの調理残さ、食品の食べ残し・売れ残りなど
草木類	樹木剪定や草刈りなどに伴って排出される枝葉・草・落ち葉など
その他のもえるごみ	汚れやリサイクルに適さない古紙・古布、草木類を除く木くずなど

### 産業廃棄物

種類	例（カッコ内は具体的な廃棄物の一例）	
すべての業種に共通	1 燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃時の排出物など
	2 汚泥	有機性及び無機性のすべての汚泥（グリストラップ汚泥など）
	3 廃油	鉱物性油（機械油）、動植物性油（てんぷら油）などの廃油類
	4 廃酸	廃硫酸などの酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃せっけん液などのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	廃プラスチック類（化学繊維、PPバンド、発泡スチロール、プラスチックトレイ、ビニール袋、洗剤や調味料などのプラスチックボトル、ペットボトル）
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	金属の研磨・切削くず、スクラップ金属くずなど（缶）
	9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くずなど（ガラスびん）
	10 鋳さい	廃鋳物砂
	11 がれき類	建設廃棄物のコンクリートやれんが、瓦の破片など
	12 ばいじん	特定施設などから発生したばいじん、集じん施設により集められたもの
特定の業種に限る	13 紙くず	建設業 <sup>*</sup> 、製紙業などの特定の業種の紙くず
	14 木くず	建設業 <sup>*</sup> 、木材・木製品製造業などの特定の業種の木くず
	15 繊維くず	建設業 <sup>*</sup> 、繊維工業などの特定の業種の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食品製造業などの特定の業種の製造原料に係る固形状の不要物（野菜くずなど）
	17 動物系固形不要物	と畜場などで家畜の解体などにより生じた固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業の牛、豚、鶏などのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業の牛、豚、鶏などの死体
	20	上記1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物など）

※建設現場以外の場合、建設業でも事業系ごみに該当します。

**Q2** 事業活動とはどんなものがありますか？

**A2** 事業活動とは、営利活動だけでなく非営利活動も該当します。

例：農業、漁業、建設業、製造業、電気・ガス・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業・宿泊業、飲食サービス業、教育、医療、福祉、サービス業、公務など

**Q3** 事業系ごみを地域のごみ集積所に出していいの？

**A3** 地域のごみ集積所は、家庭ごみ専用です。不法投棄として罰せられるおそれがありますので、決して出さないでください。また、市が設置しているリサイクル回収拠点（みどりのリサイクル回収拠点、使用済小型家電回収ボックス、使用済てんぷら油回収タンク、使用済インクカートリッジ回収ボックス）にも出すことはできません。



- Q4** 事業所や店舗等から出るごみは、どう出せばいいの？
- A4** 事業活動に伴うごみは、事業者の責任で適正に処理しなければいけません。（廃棄物処理法第3条）  
 廃棄物の種類に応じて、排出者自らが市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者などへ事業系ごみの収集運搬業務を委託してください。いずれの方法も有料です。
- ・市の清掃工場へ自ら搬入する場合：市の処理手数料（10kgまでごとに125円（発行日時点））
  - ・一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する場合：収集運搬料＋市の処理手数料
  - ・市のごみ処理施設に搬入できる事業系ごみの大きさは長さ60cm未満、太さ5cm未満のものが対象です。（粗大ごみ（木製家具など）は、天竜エコテラスに搬入することができます。）
  - ・ごみ袋は容量が45ℓ以内のポリエチレン製で、中身が確認できる透明・半透明のごみ袋を使用してください。
  - ・家庭ごみ用の指定袋は使用しないでください。

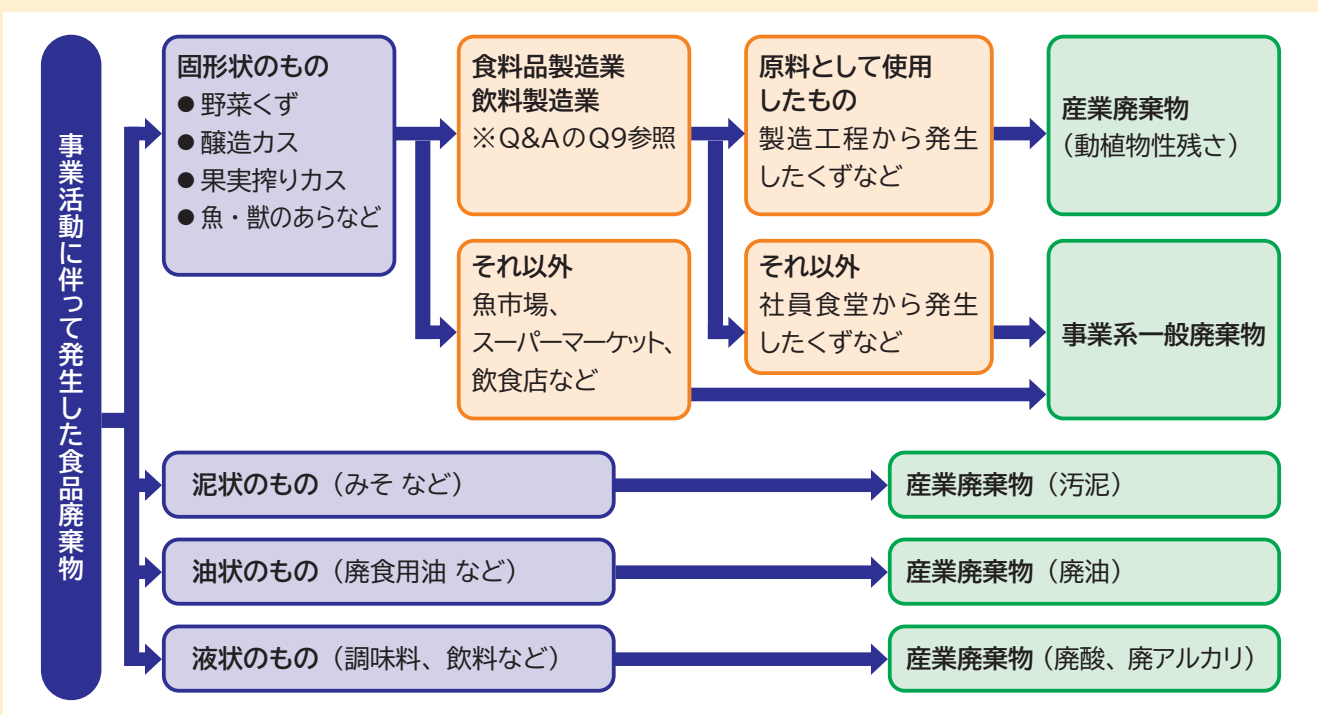
- Q5** 事業所から発生するプラスチック類は、もえるごみとして出しているの？
- A5** 事業活動に伴って発生した発泡スチロール、プラスチックトレー、ビニール袋、PPバンド、洗剤や調味料などのプラスチックボトル、ペットボトルなどのプラスチック製品は産業廃棄物の廃プラスチック類に該当します。ただし①主に家庭生活で使用されるもの、②使い切りの製品、③生ごみなどの一般廃棄物で著しく汚れている容器類、の条件を満たす場合は、もえるごみに排出することができます。
- もえるごみの例** 食品で著しく汚れた使い捨て弁当容器・惣菜トレー・ラップ又はビニール袋・醤油やドレッシングなどの小袋など

- Q6** 事業所から発生する工具やスチール棚、陶器などはどう捨てたらいいの？
- A6** 事業活動で使用していた、家庭系ごみのもえないごみや連絡（粗大）ごみに相当するものは、概ね産業廃棄物の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずなどに該当します。

- Q7** びん・ペットボトルはどう捨てたらいいの？
- A7** びんは産業廃棄物のガラスくず・陶磁器くず、ペットボトルは産業廃棄物の廃プラスチック類に該当します。ただし、キャップを取って（ペットボトルの場合はラベルも除去）、中をすすいだものは、市の処理ルートでリサイクルができます。取り外したキャップ・ラベルは産業廃棄物の廃プラスチック類に該当します。

**事業系食品廃棄物について**

- Q8** 事業系の食品廃棄物はどのように区分されるの？
- A8** 以下のとおり区分されます。



**Q9 食料品製造業・飲料製造業に当たる業種はどのようなもの？**

**A9** 食品廃棄物でも、食料品製造業・飲料製造業から発生した食品廃棄物は産業廃棄物となります。

食料品製造業・飲料製造業は、日本標準産業分類の「中分類09食料品製造業」、「中分類10飲料製造業」に分類される業種が該当します。

**Q10 野菜カット工場は食料品製造業に該当しますか？**

**A10** 野菜を仕入れて、すぐに料理に使用できるようにカットする場合（炒め物やサラダ用など）は該当します。「0999他に分類されない食料品製造業」

野菜を仕入れて、キャベツを半分にカットしたり、しいたけの茎をカットしたりするなど、軽微な加工を行う場合は該当しません。「5213野菜卸売業」



**Q11 お弁当などの調理食品の製造を行う事業所は食料品製造業に該当しますか？**

**A11** 主として、すし、弁当、調理パンなどの調理食品の製造を行う事業所は該当します。「0997すし・弁当・調理パン製造業」

スーパーなどで調理を行い、その場で販売する場合や他から仕入れたもの又は作り置きしたものを提供する場合は該当しません。「5895料理品小売業」

**Q12 街のケーキ屋さんやパン屋さんは食料品製造業に該当しますか？**

**A12** 洋菓子、和菓子、パンを製造し、その場で個人消費者などへ販売する場合は該当しません。「586菓子・パン小売業」

**Q13 ジュースやコーヒー飲料などを製造する事業所は飲料製造業に該当しますか？**

**A13** サイダー、ラムネ、ジュースなどの清涼飲料水やコーヒーなどの嗜好飲料を製造する事業所は該当します。「1011清涼飲料水製造業」

**事業系ごみの処理契約について**

**Q14 ビルの清掃業者などに事業系ごみの処理を委託してもいいの？**

**A14** 時おり、建物の清掃業者などと一般廃棄物収集運搬許可業者との間で事業系ごみの収集運搬業務委託の契約をしている場合がありますが、これは不適切です。あくまでも事業系ごみの排出者は、建物で事業活動をしている事業者であり、清掃業者は建物内などのごみを特定の場所に集めるなどして清掃することが業務で、事業系ごみの排出者ではありません。

**Q15 事業系ごみの収集運搬業務委託契約はどうしたらいいの？**

**A15** 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理委託契約書の作成義務はありませんが、契約内容の確認などのため、契約書を作成することを推奨します。

なお、事業系ごみの収集運搬業務を委託する場合の契約書のひな形を、浜松市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

●浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

➡【手続き・くらし】➡【ごみ・リサイクル】➡【事業者の皆さんへ】

➡【事業系ごみの適正処理と減量】➡【事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書(ひな形)】



**Information 大規模建築物所有事業者について**

「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」では、平成26年度から多量に廃棄物が排出される大規模建築物所有事業者を対象に立入検査を行い、より一層の廃棄物の適正処理などに取り組んでいただいております。



**【お問い合わせ先】** 浜松市 環境部 一般廃棄物対策課  
〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎2階  
TEL 053-453-6229 / FAX 050-3737-2282  
E-mail : ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp